

令和 6 年度
第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

令和 7 年 9 月
伊 勢 市

【目次】

1	はじめに	1
2	施策体系	2
3	事業総括と具体的な取組	4
	・基本方針1 職業生活における女性活躍の推進	
	基本施策 1-1 働く場における男女共同参画の促進	
	・基本方針2 男女共同参画を推進するための基盤の整備	
	基本施策 2-1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	
	基本施策 2-2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
	・基本方針3 誰もが安心して暮らせる環境の実現	
	基本施策 3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進と健康の支援	
	基本施策 3-2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	
4	成果目標に係る数値の推移	25
5	審議会による評価及び意見	29

1 はじめに

この報告書は、伊勢市男女共同参画都市宣言及び伊勢市男女共同参画推進条例の理念に基づき、令和5年3月に策定した第4次伊勢市男女共同参画基本計画に掲げた施策について、令和6年度の実施状況を取りまとめたものです。具体的な取組内容やその成果、それらに対する伊勢市男女共同参画審議会による評価を公表し、今後もさらに市民・事業者・教育者等と連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

■伊勢市男女共同参画都市宣言

私たちは、美しい自然と豊かな文化に恵まれ、古くより"お伊勢さん"と親しまれたこのまちを誇りとし、男女が性別を超え、世代を超え、人として尊重しあい、喜びも責任も分かちあい、共にいきいきと自分らしく生きることのできる伊勢市をめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成18年7月11日

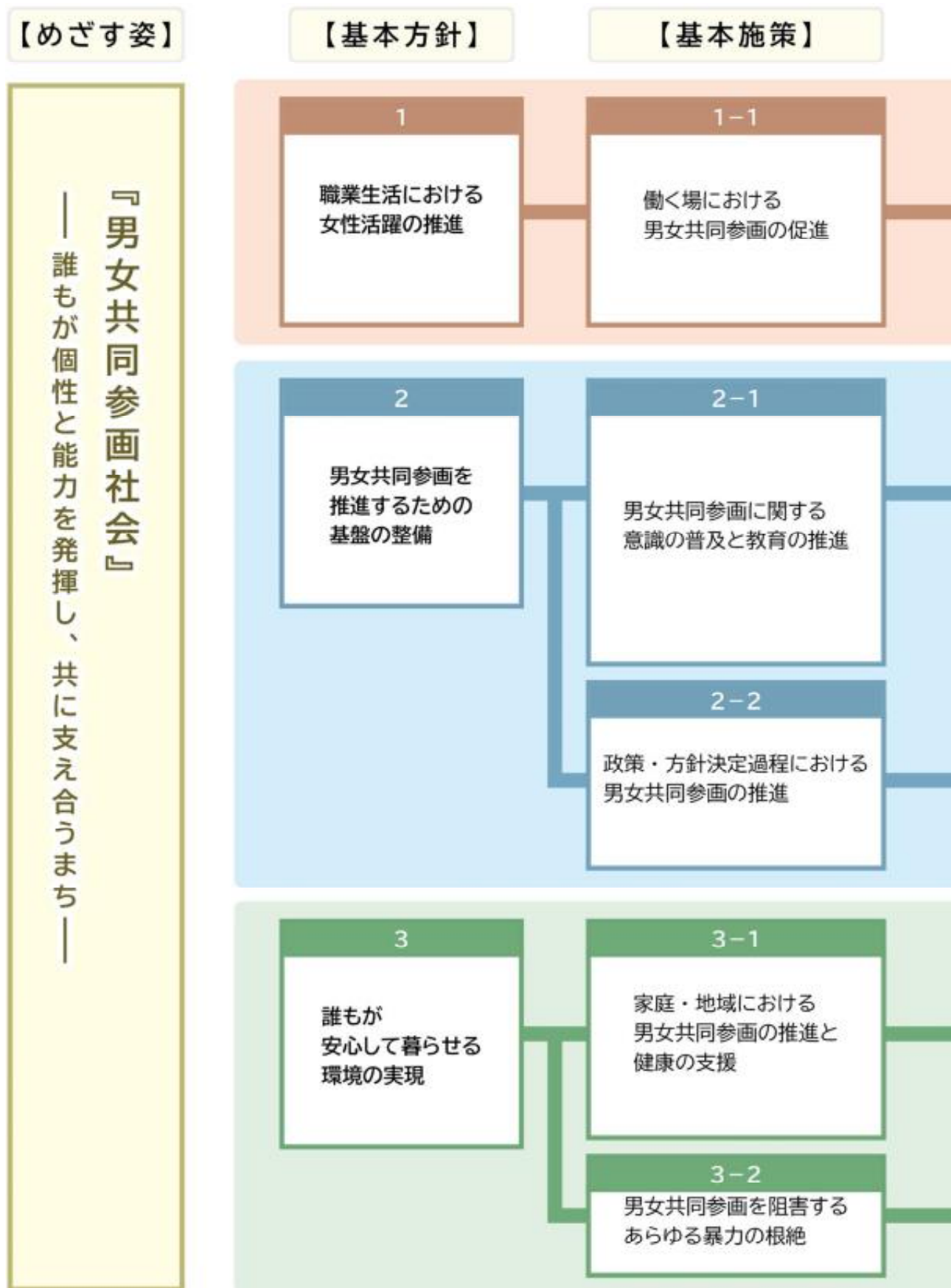
■伊勢市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 本市における男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

2 施策体系



【施策】

【具体的取組】

雇用の場における男女共同参画の促進

ワーク・ライフ・バランスの促進

女性の就労・能力開発のための支援

- 関係法令等の広報、啓発等
- 女性雇用の促進
- ワーク・ライフ・バランスの促進のための広報・啓発
- 女性が個性と能力を発揮できるような職場環境づくりの促進
- ハラスメント防止対策
- 女性の起業への支援
- 就職の支援
- 家族経営の労働条件の改善

男女共同参画に関する広報・啓発の充実

生涯を通じた男女共同参画の
学習機会の充実

学校等における男女共同参画教育の推進

国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 市民等の意識の把握と市広報誌等による啓発
- パートナーの日（8月17日）の推進
- 市民との協働による意識啓発

- 講演会、セミナー等の開催と支援
- 講座等の開催方法における配慮
- 男性を対象とした学習機会の提供

- 学校教育における推進
- 教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実
- 保護者への推進

- 国際社会の情報の収集、提供

市の審議会、委員会等における
女性登用推進

女性職員の管理・監督職における登用推進

事業所や各種団体等の方針決定の場への
女性の参画促進

政治分野における男女共同参画の推進

- 女性委員の積極的登用
- 女性人材の把握と活用

- 女性職員の積極的登用

- 市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進
- 地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進

- 政治分野における女性参画の推進

家庭・地域活動における
男女共同参画の推進

ライフステージに応じた健康支援の充実

暴力を許さない社会の意識づくり

被害者支援の充実

- 家庭生活における啓発
- 育児・介護支援の周知と充実
- 地域活動における啓発
- 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- 健康支援の充実
- 性に関する正しい知識の普及啓発
- 妊娠・出産期の女性の健康に関する理解促進
- 不妊不育に悩みを抱える男女の支援

- 暴力に対する正しい知識、認識の啓発

- 発生防止と早期発見
- 相談体制の整備・充実
- 被害者の自立支援

3 事業総括と具体的な取組

基本方針 1 職業生活における女性活躍の推進

基本施策 1-1 働く場における男女共同参画の促進

働く場における男女共同参画の促進に関しては、企業訪問を実施し、女性の登用状況、育児休業の取得状況などの現状を把握するとともに、法令や各種制度、市の取組についての情報提供などを通じた啓発を行いました。その結果、多くの企業において人材不足の状況にあり、人材確保や離職率の低下のため、ワーク・ライフ・バランスの実現や誰もが働きやすい職場環境整備の必要性に対する認識が高まっていることが伺えました。実際に、男性の育休取得やテレワークの実施など、多様な働き方を取り入れる企業が少しずつ増えている一方で、女性管理職の登用については実績として表れている例が少ないのが現状です。

また、近年の社会情勢の急激な変化が、就業面において男性よりも女性に対して大きな影響を及ぼしたことから、就職だけでなく副業や起業など、女性の多様な働き方への支援として、デジタル知識や技術を身に付け、活用し、自ら情報を発信していくためのオンラインセミナーを開催しました。

男女が共に生き生きと働くことができる男女共同参画社会の実現を目指し、各企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進の必要性についての啓発や、女性の就労・能力開発に対する支援について、継続して取り組んでいく必要があります。

①雇用の場における男女共同参画の促進

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 関係法令等の 広報、啓発等	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法、市条例で定める「事業者が果たすべき役割」等の趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進等における男女平等の実現を目指します。また、育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着を図り、必要な時に取得できるよう働きかけを行います。	・ 窓口等においてポスターやチラシを掲出し、関係法令の周知を図った。	商工労政課

イ) 女性雇用の促進	女性の社会の一員としての参画や自己実現のための就労機会の拡大を、関係機関と連携し、企業等へ働きかけます。	- 女性を対象としたセミナー「女性のための Web マーケティング基礎講座」を開催した。 - また、セミナーの事前説明会と合わせて「Grow with Google デジタルスキル向上セミナー」を開催し、企業関係者の参加も可能とした。 ○事前説明会(10月16日) 参加者 22 人 ○第 1 回(11月16日) 参加者 15 人 ○第 2 回(12月15日) 参加者 12 人	市民交流課
------------	--	---	-------

②ワーク・ライフ・バランスの促進

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) ワーク・ライフ・バランスの促進のための広報・啓発	仕事と育児・介護の両立を支援することの必要性や、男性中心型労働慣行の見直し、男性職員の育児・介護休暇の取得促進等について事業所に向けて発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。	- ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者を募集し、表彰した。また、表彰制度の啓発については、皇學館大学と連携することで、学生にワーク・ライフ・バランスを学ぶ機会を提供した。 《仕事と生活の調和実践賞》株式会社ウェルフェア三重	市民交流課

③女性の就労・能力開発のための支援

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 女性が個性と能力を発揮できるような職場環境づくりの促進	女性が安心して健康に、個性と能力を発揮して働き続けることができる職場環境づくりを事業所等に働きかけていくとともに、働くことを希望する女性に対しては、研修受講等の機会を創	市内 8 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聞き取りを行うとともに、パンフレット・リーフレットを配布し、女性の人権という観点から「職場における人権課題」	人権政策課 市民交流課

エ)就職の支援	出産・育児、介護により離職した人等、就職を希望する人等に対する支援を、関係機関と連携して行います。	▪ ハローワークと連携し、女性の就職支援セミナーを開催した。(12月3日、参加者5人) ▪ 三重県産業支援センター、三重県が主催する女性の就職支援事業を共催し、伊勢市公式LINE等による周知を行った。 ▪ 「女性のためのWebマーケティング基礎講座」(P4参照)においてハローワークとの連携により、事業周知や、求職に際してのハローワークの支援について情報提供を行った。 ▪ 15歳以上の男女を対象に「1 DAY インターンシップ」を開催(3月16日 参加者22人)	商工労政課 市民交流課 消防本部総務課
オ)家族経営の労働条件の改善	農業等の家族経営に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう、労働条件の改善を働きかけます。	▪ 認定農業者の認定更新時における相談会にて家族経営協定を紹介し、締結を勧めた。(令和6年度 変更1件、追加2件、締結数 計14件)	農林水産課

基本方針 2 男女共同参画を推進するための基盤の整備

基本施策 2-1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「男だから、女だから」という固定概念にとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会にしていくためには、市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識を高めていく必要があります。

市民への意識啓発として、市民団体「NP0 男女共同参画れいんぼう伊勢」への委託により、映画上映会や「パートナーの日」啓発事業のほか、親子向けの講座やイベントなど、若い世代に対する啓発を積極的に実施しました。実施に際しては、オンラインによる参加申し込みを可能とし、また託児サービスの実施など誰もが参加しやすいイベント実施に努めました。

さらに、市民ボランティアの企画編集による啓発記事「めざそや！共同参画」を年2回広報いせに掲載しました。

学校教育においては、性別にこだわらず自分らしく生きる教育の機会を捉え実践し、保護者へも学校たよりなどを活用した啓発を継続して進めています。また、教職員も研修を通じて男女共同参画の意識の向上に努めています。

今後も、イベント開催におけるデジタル技術の活用や SNS を活用した情報発信など、様々な手法を活用することにより、あらゆる年代や立場の人に向けた意識啓発を行っていく必要があります。

①男女共同参画に関する広報・啓発の充実

具体的取組	内容	令和6年度の実施状況	実施部署
ア)市民等の意識の把握と市広報誌等による啓発	アンケート等により市民や事業者の男女共同参画に関する意識を定期的に把握するとともに、広報いせやリーフレット、SNS等を活用し、わかりやすく実践的な情報発信に取り組みます。	- 市民編集委員による啓発記事「めざそや！共同参画」を広報いせに掲載した。 (2月15日号)(3月15日号) - 男女共同参画週間と「パートナーの日」啓発について、広報いせにそれぞれ特集記事を掲載した(6月15日号、8月15日号)。また、CATVによる情報発信やれいんぼうルームにおけるパネル展示を行った。 - 男女共同参画に関するロールモデル紹介記事を広報いせに	市民交流課 広報広聴課

		掲載(3月1日号) ・ オンライン市民アンケートにおいて本計画の参考となる項目を調査した。	市民交流課 企画調整課
イ) パートナーの日 (8月17日)の 推進	「パートナーの日」のねらいを周知し、様々な場で相手を思いやる行動の実践ができるよう啓発活動を推進します。	・ 「パートナーの日」川柳の募集を行った(応募数 98 人、253 句)。また、8月4日の浜田敬子講演会において受賞者表彰式を開催した。 ・ パートナーの日啓発事業「浜田敬子講演会」を開催した。(8月4日、参加者 189 人) ・ 市役所本館 1 階市民ホールにおいて、パネル展示及び啓発物品(チラシ・ウェットティッシュ)を配布したほか、市役所庁舎に啓発のための懸垂幕を設置した。(8月5日～ 8月19日) ・ 8月10日発行の伊勢志摩ホームニュースに新聞広告を掲載し、周知を図った。 ・ 市職員による「パートナーの日」啓発Tシャツの着用(7月1日～8月30日)を実施した。 ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、毎月17日を「パートナーの日推進デー」と位置付け、定時での退庁を呼びかけた。	市民交流課 職員課 市民交流課

ウ) 市民との協働による意識啓発	市民団体との連携と協働により、男女共同参画に関する学習機会の創出や情報発信による意識啓発に取り組めます。	・ NPO 男女共同参画れいんぼう伊勢に男女共同参画の啓発に関するイベントの開催等を委託し、市との協働によりイベントやセミナー等の事業を実施した。 ・ 【再掲】 「めざそや！ 共同参画」 P8 参照	市民交流課 市民交流課
------------------	--	--	--------------------

②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 講演会、セミナー等の開催と支援	男女共同参画に関する学習機会として講演会やセミナー等を開催し、新たな知識やスキル、先進事例等を紹介することにより、市民・事業者への啓発と各自の取組を支援します。	・ 県内連携映画祭「オレンジ・ランプ」上映会を開催した。(6 月 30 日、参加者 223 人) ・ 【再掲】 パートナーの日啓発事業「浜田敬子講演会」 P9 参照 ・ クリスマス親子映画祭「FLY！」上映会を開催(12 月 21 日、参加者 215 人)	市民交流課
イ) 講座等の開催方法における配慮	託児サービスの実施や開催時間の配慮、内容の工夫等、講座・セミナー等の開催方法において誰もが参加しやすいよう配慮します。	・ 各種イベントにおいて、託児を可能とした。(P12 参照)	各課
ウ) 男性を対象とした学習機会の提供	男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男女がともに考え、責任を担い、支え合っていくものであることを啓発するため、男性を対象とした学習機会の提供を行います。	・ マジックパパの子ども「生きる力」をはぐくむ子育て講座を開催 (3 月 8 日、参加者 大人 16 人、子ども 17 人、計 33 人)	市民交流課

③学校等における男女共同参画教育の推進

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 学校教育における推進	すべての子どもたちが男女の相互協力や対等な社会参画について正しい知識を習得し、自分の将来に展望を持ち、自己実現を図れるよう、教育の推進に努めます。	- 各小中学校、幼稚園において、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高めて自分らしく生きる教育を実践した。 - 職場体験学習を実施し、様々な職場に触れる機会を設定した。 - 家庭科、学活などを通して、「意識・慣習」「家事労働」の視点で考える授業を実践した。	学校教育課
イ) 教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実	学校・幼稚園・保育所等の教育・保育の場において、子どもたちと直に接する教職員や保育士等を対象とした研修の機会を充実し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	各学校や園単位で、県教委作成のリーフレットや国等の資料を活用した研修を実施した。	学校教育課
ウ) 保護者への推進	学校行事、PTA活動等を通じて、保護者や地域に男女共同参画の理念がさらに広がるよう取組を進めます。	学校たよりなどを活用した啓発を行った。	学校教育課

④国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 国際社会の情報の収集、提供	男女共同参画に関する国際的な動向や、男女平等に関する先進国の状況や日本との比較等についての情報を収集し、市民等への啓発に活用します。	広報いせ 6 月 15 日号において、2024 年のジェンダーギャップ指数における日本の順位について紹介した。	市民交流課

【参考】令和6年度 託児実施状況

実施日	イベント名	利用者数 (子どもの数)	実施方法 (直営、業務委託、ボランティアなど)	担当課
6月 30日	三重県内連携映画祭「オレンジ・ランプ」上映会	利用者なし	—	市民交流課
11月 10日	パパ&ママのための夫婦会議の始め方講座	22人	直営（駅前子育て支援センターで実施）	市民交流課
2月 1日	いせ人権映画祭	利用者なし	—	人権政策課
2月 2日 8日 9日 15日 16日	令和6年度第2回いせファミリー・サポート・センター提供会員養成講座	各2人 (計10人)	業務委託	子育て応援課
5月 13日 27日	「こころとからだスッキリヨガ」&子育てワークショップ	各7人 (計14人)	指定管理者事業として実施 (委託先：ライフテクノサービス)	社会教育課
5月 14日 28日 6月 11日 18日 7月 9日	英語でリトミック+伊勢あったか子育て広場	計46人	直営及び津家庭教育研究会に委託	社会教育課
12月 3日	働きたい女性のためのセミナー&トーク会	2人	イベントと一体で委託 (委託先：O-GOE)	商工労政課
7月 8日	ママ☆ほっと講座	12人	保育サポーターに依頼	健康課
7月 29日 31日 10月 24日 29日	集団乳がん検診	7人	保育サポーターに依頼	健康課
2月 4日 15日 3月 3日 13日	集団乳がん・子宮頸がん検診	4人	保育サポーターに依頼	健康課

基本施策 2-2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

国会や地方議会の議員をはじめ、企業や組織の管理職、団体の代表、審議会や委員会における委員など、政策・方針決定の場への女性参画はまだまだ少ない状況にあります。女性の社会進出や責任ある立場への登用を推進していくためには、周囲の男性の意識改革に加え、女性自身の意欲や行動力を向上させるための取組が必要です。

市の委員会、審議会等における女性登用推進については、所属長宛の文書による促進を行うとともに、各委員会等に対して登用を推進するための協議を重ねました。

また、市職員における女性登用の推進のためには、男女問わず意識啓発が必要であり、性別に関わらず働きやすい職場環境の実現のため、コミュニケーション能力の向上を目的とした研修を行いました。

今後さらに男女双方への意識啓発と、女性の人材育成に取り組む必要があります。

①市の審議会、委員会等における女性登用推進

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 女性委員の積極的登用	市の委員会、審議会等における委員構成の見直しや、団体推薦等における女性委員の登用、公募委員制の拡大等について関係各課において取り組むことにより、男女がともに参画しやすい仕組みづくりを進め、女性の登用を進めます。	・ 庁内各課に女性委員登用推進を依頼した。特に女性委員がいない附属機関については、肩書やポストなど慣行による委員の選任を見直し、対象者の範囲を広げるなどの対応について明記した。 (4 月 23 日付通知)	市民交流課 (各課)
イ) 女性人材の把握と活用	女性の登用を推進するため、庁内の各部署と連携した女性人材の育成・把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。	・ 【再掲】 「女性のための Web マーケティング基礎講座」 P4 参照 ・ 【再掲】 ロールモデル紹介 P8 参照	市民交流課

②女性職員の管理・監督職における登用推進

具体的取組	内容	令和6年度の実施状況	実施部署
ア) 女性職員の積極的登用	女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることを目指し、あらゆる部署における男女のバランス良い配置や、女性職員の管理・監督職への登用を進めます。	- 令和7年4月1日付異動において、女性職員の新たな登用を行った。(次長級1人、課長級3人、課長補佐級7人、係長級11人) - 採用から5年以上の一般職員を対象とした、性別に関わらず働きやすい職場環境実現のためのコミュニケーション能力向上研修を実施した。(8月6日、8月7日 参加者計55人) - 消防本部の女性職員活躍推進のため、女性活躍推進(男女共同参画)検討委員会会議を開催した。(計3回実施)	職員課 市民交流課 消防本部総務課

③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進	方針決定において女性の意見が反映されるよう、市内事業者等に対し、女性職員の管理・監督職への登用についての働きかけを行います。	・【再掲】 企業訪問 P5 参照	市民交流課 人権政策課
イ) 地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進	女性の視点が様々な活動の場で反映されることを目指し、男女がともに参加しやすい活動方法についての啓発や、地域活動団体等の方針決定の場に男女が偏りなく参画することを会則や規約に盛り込むこと等、女性の参画促進のための働きかけを行います。	・まちづくり協議会に役員などへの女性登用を働きかけた。	市民交流課

④政治分野における男女共同参画の推進

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 政治分野における女性参画の推進	女性の政治分野への興味と参画意欲を向上させるための啓発や、女性の意見・要望を聞く機会を設け、市政への反映に取り組みます。	啓発パネルを、男女共同参画週間内に市役所 1 階市民ホールにおいて展示し、啓発を行った。	市民交流課

基本方針 3 誰もが安心して暮らせる環境の実現

基本施策 3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進と健康の支援

市民生活の基盤である家庭・地域におけるジェンダーギャップを解消し、男女共同参画を推進するため、子育て世代を対象に『夫婦の対話』をテーマとしたセミナーを開催しました。また、川柳募集を通じた意識啓発や、家庭における育児や介護の負担を軽減するための市民サービスの実施のほか、地域活動、特に防災分野における男女共同参画を推進するため、自治会やまちづくり協議会への働きかけを行いました。

ライフステージに応じた健康支援の充実としては、生活困窮など様々な困難や不安を抱えた女性を対象に、生理用品の無償配布を通じて必要に応じ生活相談につなげる事業を実施しました。また、パネル展示やリーフレット配布による女性の健康に関する正しい知識の啓発や、講演会などを通じた性に対する正しい知識の啓発に取り組みました。さらに、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス（子育て世代包括支援センター）」を拠点に、母子コーディネーター（保健師）や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図りました。不妊不育治療を行っている夫婦に対しては、治療にかかる費用（医療費）の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図りました。

誰もが性別に関わらず個人として尊重され、心身ともに健康に暮らしていけるよう、性別固定的役割分担意識の解消に向けての働きかけや、市民の暮らしを支え、負担を軽減するとともに、性や健康に対する正しい知識を広めていく取組を、引き続き進めていく必要があります。

①家庭・地域活動における男女共同参画の推進

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 家庭生活における啓発	誰もが家庭、地域、仕事等においてバランスのとれた生活を送ることができるよう、家事・育児・介護等の家庭生活において、男女が家族の一員として相互に協力し責任を果たすための意識啓発、特に男性が主体的に家事・育児・介護等を担うことを促進します。	・ 家庭内のワークライフバランス推進のため「パパ&ママのための夫婦会議の始め方講座」を開催した。(11月10日、参加者34人)	市民交流課
		・ 【再掲】 「パートナーの日」川柳の募集 P9 参照 ・ 【再掲】 マジックパパの子ども「生きる力」をはぐくむ子育て講座を開催 P10 参照	市民交流課

イ) 育児・介護支援の周知と充実	介護保険制度や公的保険福祉サービスの周知徹底により、家庭における介護等の負担軽減を図ります。 また、多種多様な保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターの充実により、保護者が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。	・ 介護保険制度について広報いせやホームページ等への掲載やパンフレットを利用し市民への周知に努めた。 ・ 65 歳以上の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及と啓発を実施した。(17 回 509 人) ・ 延長保育(13 施設)、休日保育(2 施設)、一時保育(8 施設)を実施した。 ・ 放課後児童クラブ(34 か所:公設 7 民設 27)の委託運営やファミリーサポートセンター事業を実施した。 ・ 家庭教育応援講座において、講座終了後、子育てに関する悩み相談の場を設けた。	介護保険課 健康課 保育課 子育て応援課 社会教育課
ウ) 地域活動における啓発	自治会やまちづくり協議会等、地域活動への女性の積極的な参画を促すとともに、性別にこだわらず責任のある立場を担う意識づくりや、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、取り決めの見直しについて、働きかけを行います。	【再掲】 ・ まちづくり協議会に役員などへの女性登用を働きかけた。 P14 参照	市民交流課
エ) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	災害に対する備えや避難所運営において女性の視点の反映が不可欠であることを、研修会や防災講習会等を通じて具体的な手法を伝えることにより周知し、女性の参画を推進します。避難所運営マニュアル作成時には、性別に配慮した避難所運	・ 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進について、各まちづくり協議会への働きかけを行った。 ・ 避難所運営マニュアルを検討している地域に対して、男女共同参画の視点に立ったマニユ	市民交流課 危機管理課

		- 第2回伊勢市人権啓発講座「素自(SOGI)・親の願い」を開催した。(10月6日、参加者33人) - KABA.ちゃんを招き、人権講演会「知ってほしい、LGBTQのこと～これが私。自分らしく生きるために～」を開催した。(12月14日、参加者337人)	人権政策課
ウ)妊娠・出産期の女性の健康に関する理解促進	妊娠・出産期の女性の健康・家族計画について、妊産婦とそのパートナーへの情報提供を行い、これらに対する理解と男性の育児参加を促進します。	- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス」を拠点に、母子コーディネーター(保健師)や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図った。(ママ☆ほっとテラス来所者数延べ8,260人) - パパとママの教室や、母子健康手帳交付時に、妊娠期に起こりやすい貧血予防や禁煙指導など健康に関する啓発を実施した。(教室参加者219人、個別沐浴指導48人、母子手帳交付者561人) - 産後は助産師による母乳や育児に関する相談事業を実施した。(おめでとうコール784人、おっぱい相談会延べ230人)	健康課
エ)不妊不育に悩みを抱える男女の支援	「不妊不育治療医療費助成事業」「特定不妊治療医療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。また、相談センターの紹介や情報提供を行います。	一般不妊不育治療医療費の一部助成を行い経済的な負担の軽減を図った。助成人数134人(一般不妊治療75人、特定不妊治療75人、内不育治療4人 ※重複あり)	健康課

		▪ 特定不妊治療医療費（先進医療等）の一部助成を行い経済的な負担の軽減を図った。助成人数 56 人（先進医療 54 人、回数追加 2 人） ▪ 上記事業の周知に加え、不妊不育治療に関する三重県不妊専門相談センターや研修（県主催の不妊治療と仕事の両立）等の啓発を行った。	
--	--	---	--

基本施策 3-2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から振られる暴力。以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメントや、虐待行為など、あらゆる暴力は女性や子ども、高齢者や障がい者など弱い立場にある人が被害者となる場合が多く、表面化しにくい傾向にあります。その背景には男性が女性を、上司が部下を、大人が子どもを、強い立場にある人が弱い立場にある人を、守るのではなく支配することを容認してきた社会意識があることが指摘されています。こうした強者優位の社会意識を変え、暴力はいかなる理由があろうとも許されるものではないとの認識を確たるものにする必要があります。

広報いせやパネル展示、リーフレットなどによる啓発に加え、虐待の早期発見・保護を図るための担当者による会議開催や、女性相談員の配置や相談窓口の対応時間の追加、各関係機関と連携した支援体制の充実に取り組みました。また、DV 被害者からの申出による住所情報の保護について、適切な事務の取扱いに関するマニュアル整備を行い、市役所一体となって取り組みました。

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶のためには、暴力を許さない社会の意識づくりに向けて、啓発活動や取組を進めていく必要があります。

①暴力を許さない社会の意識づくり

具体的取組	内容	令和 6 年度の実施状況	実施部署
ア) 暴力に対する正しい知識、認識の啓発	ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントや性暴力、ストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発に取り組みます。	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発として、広報いせへの情報掲載、市役所本館 1 階市民ホールにおけるパネル展示を行った。(11 月 11 日～25 日) - 児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図るため、関係機関で組織する子ども家庭支援ネットワークの代表者や実務担当者による会議を開催した。(代表者会議 2 回、実務担当者会議 12 回) - 児童虐待防止を目的とした知識・認識の普及啓発について	市民交流課 福祉総合支援センター

		は、広報いせやホームページ、小・中学校へのチラシ配布を通じて情報を発信した。皇學館大学教育学部学生への講話、子どもたちの笑顔を守るためのメッセージを込めたオレンジボンツリーへの協力、啓発物品やチラシの配布を実施した。(11月1日～29日) 障がい者虐待、高齢者虐待の防止及び早期発見、被虐待者の保護に資するため、広報紙(8月1日号)、ホームページを活用した啓発活動を実施した。	
--	--	---	--

②被害者支援の充実

具体的取組	内容	令和6年度の実施状況	実施部署
ア) 発生防止と 早期 発見	あらゆる暴力の発生防止の注意喚起を図るとともに、被害の早期発見に努めます。また、相談・支援体制等に関する情報提供を図ります。	- 被害者の中には、自身が受けているものが暴力であると理解していない場合もあるため、DV相談を通じて、DVに対する正しい理解について周知した。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、女性の悩みごと相談カードを市内の産婦人科及び庁内の窓口に設置した。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、11月にDV防止街頭啓発を実施した。(県福祉事務所主催)	福祉総合支援センター

		・ 広報いせやホームページ、リーフレットを通じて、相談窓口の情報を発信した。 ・ 【再掲】 「女性に対する暴力をなくす運動」啓発 P21参照	市民交流課
イ) 相談体制の整備・充実	女性相談員を中心に相談体制の充実を図ります。また、警察、学校、配偶者暴力相談支援センター等、関係機関との連携を強化し、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。	・ 福祉総合支援センター内に女性相談支援員を配置し、多機関で連携する支援体制を充実させた。	福祉総合支援センター
ウ) 被害者の自立支援	暴力の被害者が加害者から逃れ、身体的、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、様々な方策を活用した自立支援を行います。	・ DV 等被害者に係る住所保護事務について、関係各課と連携し、実施した。 ・ DV 被害者の方へ、新たな基礎年金番号付番等の措置を講じてもらうため、年金事務所への届出をするよう勧奨した。 ・ 相談者が安心した生活が送れるよう助言し、関係機関と連携して支援策を検討した。	戸籍住民課 市民交流課 福祉総合支援センター ほか関係各課 医療保険課 福祉総合支援センター

4 成果目標に係る数値の推移

以下の表は、第4次伊勢市男女共同参画基本計画に掲げた成果目標について、計画期間である令和5年度から令和9年度までの実績値の推移を示すものです。

各表の数値の見方

【現状値について】

- ・計画策定時：令和4年4月1日時点で把握していた最新の値
- ・令和4年度：令和4年度の実績値

【市民意識調査について】

タイトルに「市民意識調査」とある項目については、年度によって調査の種類が異なるため、数値にも異なる傾向が見られます。

- ・現状値（計画策定時）：R3年度男女共同参画に関する市民意識調査
(市内在住の16才以上の人を対象に、住民基本台帳から無作為抽出した3,500人にアンケートを郵送。回答は郵送及びオンライン)
- ・現状値（R4年度）：市民アンケート
(同上)
- ・実績値（R5年度、令和6年度）：オンライン市民アンケート
(伊勢市LINE公式アカウント登録ユーザーへの配信、ホームページ、オンライン申請ポータルサイトへの掲載による周知を行い実施。回答はオンライン)

基本方針1 職業生活における女性活躍の推進

○市民意識調査における「昇進、人事配置」に対する男女平等感について、「平等」の比率

現状値		目標値 R9年度	実績値				
計画策定時	R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
48.9%	36.1%	70.0%	33.3%	21.3%			

○女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業数
(伊勢市男女共同参画推進事業者等表彰制度による受賞企業等の数)

現状値 R4年度	目標値 R9年度	実績値				
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
19社	29社	21社	22社			

基本方針 2 男女共同参画を推進するための基盤の整備

○市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率（男女全体で）

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
63.3%	79.8%	70.0%	82.0%	78.6%			

○市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率（10代）

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
75.0%	96.2%	80.0%	71.4%	※			

本項目については、いずれの調査においても回答数が少ないため、参考値として掲載しています。

※ R6 年度の回答者なし。

○市民意識調査における「パートナーの日」を「言葉の内容も知っている」人の割合

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
6.6%	15.7%※	30.0%	13.3%	18.3%			

※令和 4 年度現状値は、「知っている」「知らない」の 2 択のうち、「知っている」人の割合。

それ以外の数値は、「言葉の内容も知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」「まったく知らない」の 3 択のうち、「言葉の内容も知っている」人の割合。

○市の審議会、委員会等における女性の登用率

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
24.7%	27.1%	40.0%	28.5%	28.3%			

○市の係長級以上の女性職員の割合

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
30.4%	31.6%	35.0%	30.6%	32.1%			

基本方針 3 誰もが安心して暮らせる環境の実現

○市民意識調査における「男女の平等（家庭生活）」について「平等」と考える人の割合

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
32.0%	45.5%	40.0%	45.7%	37.8%			

○避難所運営マニュアル策定の地域数

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
7 地域	8 地域	16 地域	8 地域	13 地域			

○まちづくり協議会における代議員の女性参画率

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
19.6%	21.1%	40.0%	20.9%	22.2%			

○市民の健康寿命

現状値	目標値	実績値※3				
令和 4 年度	令和 7 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
女性： 81.4 歳※1	女性： 83.0 歳※2	女性： 81.3 歳※3	女性： 80.9 歳※3			
男性： 79.3 歳※1	男性： 80.0 歳※2	男性： 78.5 歳※3	男性： 78.8 歳※3			

※1 令和 2 年度時点の値

※2 市民の健康寿命は、令和 7 年度の目標値とする。

※3 実績値は、2 年度前の数値を集計したもの。例) 令和 6 年度実績値→令和 4 年度の時点の値

○事業所意識調査におけるセクハラ防止対策をしている事業所の割合

現状値 令和 4 年度	目標値 令和 9 年度	実績値				
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
74.6%	85.0%	—	—			

※本計画策定の前年度に事業所意識調査を実施

○市民意識調査における DV 被害者のうち相談した人の割合

現状値 令和 4 年度	目標値 令和 9 年度	実績値				
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
48.1%	80.0%	—	—			

※本計画策定の前年度に市民意識調査を実施

5 審議会による評価及び意見

コロナ禍に比べると、対面での活動ができたことは評価できる。

教育や労働現場において、子どもや若者の男女共同参画に対する意識の高まりが伺える。

また、各分野において取り組みを続ける中で見えてきた課題に対し、今後どのように取り組んでいくのが問われている。市の課題や結果、また中小企業での取り組みなどを、市民の目に触れやすいように発信することで、改めて自分たちの立場を見直すことができることから、広報等の周知方法について検討されたい。

さらに、高齢化による人材不足に対し、男女共同参画について考えるリーダーを増やすことや市民団体への参加促進など、先を見据えた取り組みを準備する必要がある。

令和6年度 第4次伊勢市男女共同参画基本計画 実施状況報告書

担当 : 伊勢市環境生活部市民交流課
住所 : 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL : 0596-21-5513
E-mail : kouryu@city.ise.mie.jp
発行 : 令和7年9月